

243 中央大学記事（第二十四回卒業式・卒業生及び優等生・

学年試験問題）

〔法学新報〕第十九卷八（二二三）号

明治四十二年九月一日〕

○中央大学記事

○卒業式 七月八日午後二時より第二十四回卒業証書授与式を  
記念講堂に於て挙行したり一同著席するや奥田理事学況を報告  
し次に菊池学長卒業証書及び褒賞を授与し卒業生に対して懇篤  
なる訓辞（演説欄にあり）を述べ卒業生総代篠崎仙司氏清国留  
学生総代朱学会氏韓国留学生李恩雨氏の答辞あり来賓司法大臣  
岡部子爵の祝辞講師岡村博士の演説（演説欄にあり）學員花井  
博士の祝詞ありて全く式を終ふ而して岡部司法大臣及び花井博  
士の祝詞左の如し

## 祝 辞

越に中央大学第二十四回の卒業式に臨み一言するは余の甚欣喜する所なり聞く本校創始以来卒業を卒ふる者四千有余概皆職に朝野に在りと而して今又七十有余人の卒業生を出す科学の進運此の如きを睹るは是余の深く慶する所なり卒業諸子にして一層奮勵各其従事する所に努め以て其初心を拡大することを得は本校の所期も亦た竟に完ふすることを得可し是を以て祝辞と為す

明治四十二年七月八日

司法大臣 子爵 岡部長職

## 祝 辞

閣下竝に諸君、今日は我中央大学第二十四回の卒業式で、誠に目出度き日で御座ります、而して閣下竝に諸君特に光臨の栄を賜ひ式場の光彩を副へまして私は学員の一人として深く感謝の意を表するものであります、私は茲に謹みて学員を代表して卒業生諸氏に対し送辞を述べやうと存じます、祝辞は述べませぬ、敢て送別の辞と言ふのであります、其行を壮にするが為に一言の送辞を述ぶるの必要を認むるものであります、然れども未だ祝辞を呈するの機会にあらずと信ずるものであります、今日諸氏が中央大学の校門を出でらるるは恰も故郷を旅立ちせらるると同じである、学問上の故郷を旅立ちせらるるのである、祝辞を呈すべく余りに諸氏の成功を予想し過ぎるものと申上げなければならぬ

三年の星霜は決して長しとは申されませぬ、法律学の研究は之にて足るべきものではありません、私は寧ろ短きに失して

居ると思ふ、法律の学問は理論の学問である、鑑別の学問である、兼て実地応用の学問である、三年や五年の歳月で決して堂奥に達せられるものでない、諸氏は法律の文字を習はれたのである、然れとも学問としての蘊奥を極められたものではないませぬ、諸氏は法律の理論を覚えられたのである、然れども応用として実地に練られたものではありません、而して鑑別の一段に至りては更に遠しである、今日は諸氏が学問を実地に応用せんが為め征途に上ぼらるる道程の第一歩であります、私は其征途を送るのである、法律の学百歩にして彼岸に達し得べきものとせば、諸氏の研究は纔に一步に過ぎぬ、未だ九十九歩と云ふものは残つて居る、前途仍ほ遼遠であります、偕て此遼遠なる行程を如何にして歩まるるか、如何にして往かるるか、法律学以外に世間学なるものありて、事志と違ひ屢々人生行路の難に遭遇せらるるのである、兎角する内に五年十年の歳月は過去つて仕舞ふ

思ふに百歩の行程も一步に始まる、剩す所の九十九歩、道は険しく海は荒く、雨も降れば風も吹く、崎嶇羊腸たる山を攀登らなければならぬ、狂瀾怒濤の海を乗越さなければならぬ、山に攀登するには杖が要る、己れ自ら作らなければならぬ、海を乗越すには舟が要る、己れ自ら作らなければならぬ、学校に居らるる間は先生と云ふものが就て居る、師弟の関係を父子の關係に例へて見れば、親子の道連がある、然るに校門一步を出つれば、九十九歩の行程は親を離れ兄弟を離れての一人旅となるのである、根難に堪へ、忍耐に打勝ち、文字以外

に学理の蘊奥を探り、理論以外に実地の練磨を積み重ねなければならぬ、而して親もなければ兄弟もない、全く独り旅をして其目的を達しなければならぬのであります、一路平安彼岸に到着せらるるは決して容易の事でありませぬ、法山律海の跋涉は最も困難の事でありませぬ、我輩諸氏に一日の長あり、而も二十年の星霜を閲みして行程僅に五歩七歩に過ぎぬ真に慚愧の至であります、而して私共此間何事を感じ得たかと云へば、法律学の学べば学ぶ程、困難なる学問であると云ふことであります

法理の研究は微に入れば入る程、蘊奥愈々究め難く、実地の応用は積めば積む程、惑ひ益々深くなるものである、孔子の所謂慎を發し食を忘れ楽んで以て憂を忘れ老の將に至らんとするを知らざるの心掛なくんば九十九歩の行程は到底歩みきれませぬ、法律学は実に終身の学問であります、日進月歩の法律は之を学ぶ者に於て一日も一時も忽にすることは出来ませぬ、而して諸氏は今此行程に上ほられて真に一歩に過ぎぬ、私は諸氏往途の難を覚悟せられ、勇往邁進、憤励努力学理を究め実験を積み、人世行路の難に臆することなく、九十九歩の行程恙なく彼岸に到着せられんことを望むものであります、腹中万卷の書冊なくんば天下に名山奇水なし、斯語以て諸氏の往途を餞するものである、而して更に諸氏に祝辞を述ぶるの機会を得たいと思ふ

岡部司法大臣閣下菊池学長閣下は諸氏の卒業を祝せられ、諸氏の前途洋々春海の如きものあるかの如くに演説せられ、又

諸氏今日の栄を以て諸氏歴史の一部を飾るものの如く演説せられました、私は両閣下の祝詞に於て異議を容るるものではありません、然れども両閣下演説の趣旨は諸氏の目的爰に終れりと申さるるのではないのであります、諸氏は校門一步を出でらるる時に斯の如き光榮を荷はるる人であるから、従つて又光榮の後ろには必ず責任があると云ふことを考へられなければならぬと云ふことを申されたのであります、私は諸氏と同じく本校に学び、諸氏と同じく修学上の系統を有するものであります、諸氏に光明ある将来を望むの衷情も亦特に切であります、諸氏其言の礼を失せるを咎めらるることなく、其情の温きを酌まるるあらば、誠に私の仕合であります、

終りに蒞み諸氏の健康を祝します (花井博士演説速記)

式後來賓には立食の饗応あり別に大講堂に於て新旧學員の懇親会を開き來賓者場に満つ齊藤二郎氏は學員会を代表して開会の主意を述べ次に奥田理事登壇中央大学の過去現在を説述し中央大学なるものは創立者、講師、卒業生の一団体に過ぎされは卒業生諸君の榮辱は学校の榮辱なり学校の盛衰は掛て諸君の双肩にありと論結せられ次に山田喜之助、河野秀男、笠原文太郎、高崎介藏、齊藤勇、田中佳次、謝曉石、李恩雨、蹇先渠等諸氏の演説及び国歌の吟詠あり各自飲を罄くして解散したり当日の重なる來賓は岡部司法大臣、石渡敏一、岩野新平、伊藤悌治、今村恭太郎、池田寅二郎、稻田周之助、石原毛登馬、長谷川喬、原嘉道、花井卓藏、細田謙藏、星野幹、土井侃夫、近川清澄、岡村輝彦、奥田義人、大場茂馬、岡林猛、岡田判藏、小川安太

郎、小山殘平、渡邊又治郎、渡邊豊治、渡邊澄也、川名兼四郎、笠原文太郎、河野秀男、川瀬榮太郎、加藤龍門、吉田孝、横田民造、高根義人、田上省三、田中阿歌麿、高野金重、高木金之助、武田明、高崎介藏、竹村良貞、玉利庄次郎、田村隆平、中島正司、長瀬善隆、遠藤忠次、桑田熊藏、倉長恕、窪田欽太郎、矢野恒太、山田喜之助、八坂貞一郎、山本一藏、前田定之助、松村忠雄、松尾參三郎、榎谷益藏、福岡博、二上兵治、古田良三、小疇傳、小貫元、寺島直、青木徹二、天野徳也、齋藤二郎、佐藤正之、菊池武夫、木村兼孝、三宅碩夫、宮岡恒治郎、水落幹郎、水野博徳、宮崎三郎、島野金吾、白尾清次、申海水、清水泰次郎、鹽谷恒太郎、志方鍛、重信喜太郎、土方寧、廣井辰太郎、平島喜智、末弘巖石、杉程次郎、鈴木濟美等の諸氏とす  
 ○卒業生及び優等生 前学年に於ける卒業生及び優等生左の如し

○法律科本科

長野県平民 篠崎仙司 静岡県平民 榎林篤夫  
 清 国 人 謝 曉 石 岡 山 県 平 民 難 波 辨 太 郎  
 清 国 人 李 杭 文 岐 阜 県 平 民 河 口 林 作  
 富 山 県 平 民 福 田 重 清 佐 賀 県 平 民 水 町 新 三  
 和 歌 山 県 平 民 崎 山 米 三 郎 茨 城 県 平 民 山 本 角 之 助  
 熊 本 県 平 民 田 中 佳 次 富 山 県 平 民 野 崎 長 良  
 愛 知 県 平 民 武 山 保 一

○経済科本科

静岡県平民 齋藤勇 清 国 人 盛 在 琨

○法律科専門科

大分県平民 吉田光男 清 国 人 盛 在 珣  
 富山県平民 伊藤祐治 鹿 児 島 県 平 民 前 田 吉 太 郎  
 清 国 人 廖 恩 煦 栃 木 県 平 民 長 江 定 一  
 東京府平民 諸留勇助 山 梨 県 平 民 大 鷹 貴 祐  
 福 島 県 平 民 磯 部 恭 藏 清 国 人 孟 繼 旦  
 清 国 人 李 懷 亮 茨 城 県 平 民 野 口 信 雅  
 清 国 人 龍 靈 清 国 人 何 崇 禮  
 清 国 人 汪 汝 梅 清 国 人 石 徳 純  
 山 梨 県 平 民 土 橋 廣 作 清 国 人 季 毓 栢  
 清 国 人 傅 振 舉 清 国 人 蹇 先 渠  
 清 国 人 唐 肯 清 国 人 鍾 震 川  
 清 国 人 劉 懋 昭 清 国 人 譚 学 徐  
 長 野 県 平 民 田 畑 源 五 茨 城 県 平 民 松 延 寅 松  
 清 国 人 高 方 潞 東 京 府 平 民 和 仁 謙 吉  
 清 国 人 張 翹 茨 城 県 平 民 鈴 木 唯 一 郎  
 清 国 人 祁 耀 川 清 国 人 張 元 通  
 清 国 人 馮 有 驥 清 国 人 廖 徳 典  
 清 国 人 張 之 仲 清 国 人 陸 龍 翔  
 清 国 人 恒 璋 清 国 人 賈 晋  
 清 国 人 干 本 樞 清 国 人 傅 定 祥  
 韓 国 人 李 恩 雨 兵 庫 県 平 民 蘆 澤 昭 三  
 三 重 県 平 民 竹 内 律 三 北 海 道 土 族 戸 石 正 憲

○経済科専門科

韓 国 人 李 恩 雨 兵 庫 県 平 民 蘆 澤 昭 三  
 三 重 県 平 民 竹 内 律 三 北 海 道 土 族 戸 石 正 憲

韓 国 人 韓 相 愚 清 国 人 張 殿 璽  
 清 国 人 朱 学 會 清 国 人 楊 湘  
 富 山 県 平 民 菅 野 啓 二 郎 山 梨 県 平 民 西 室 作 治 郎  
 清 国 人 高 巨 瑗 大 分 県 平 民 後 藤 積  
 福 岡 県 平 民 兒 島 久 兵 衛 清 国 人 張 瑾 雯  
 韓 国 人 李 漢 卿 岐 阜 県 平 民 河 瀬 正 雄  
 大 分 県 平 民 山 口 森 八 香 川 県 平 民 後 藤 正 直

○優等者姓名

法律科本科三年級

篠崎仙司

同専門科三年級

諸留勇助

経済科本科三年級

齋藤勇

同専門科三年級

李恩雨

法律科本科二年級

細谷明

同専門科二年級

崔昌朝

経済科本科二年級

山崎頼介

同専門科二年級

大鹽政良

法律科専門科一年級  
 給費生 須藤清 特待生 澤村直  
 優等生 野間傳吉 優等生 陸鴻彝  
 経済科本科一年級  
 優等生 余同信  
 同専門科一年級  
 特待生 石津專一

大学予科

吉田爲孝

陳鴻鈞

○学年試験問題 六月二十一日より開始七月三日を以て終了したる明治四十二年度学年試験問題左の如し

法律科第一級

憲法 (穂積講師出題)

一 立憲政体ノ本領ヲ弁明スヘシ

二 領土権ヲ説明スヘシ

三 帝國議會ノ職權ヲ説明スヘシ

刑法総論 (牧野講師出題)

一 教唆及ひ従犯ヲ以テ加但犯 (従タル犯罪) ニ非ストスル学

説ヲ論評セヨ

二 著手トハ何ソヤ

民法総論 (仁井田講師出題)

一 失踪ノ宣告取消ノ効果ヲ説明スヘシ

二 法律行為ノ無効及ヒ取消ノ区別ヲ説明スヘシ

債権総論 (村上講師出題)

給費生 大鹽政良 優等生 洪淳五 鄭敬潤

一 選択債務ト任意債務トノ差異

二 債権者ノ過失ト債権者ノ損害賠償責任トノ関係

三 保証人ノ主タル債務者ニ対スル求償権ノ範囲

右三題ノ全体ニ付テ解答スルモ三題ノ中孰レカ二題ニ付テ解答スルモ可ナリ

物権法第一部 (西川講師出題)

一 甲ハ取得時効ニ因リ乙所有ノ不動産ノ所有権ヲ取得シタリ

其後乙ハ甲カ該所有権取得ノ登記ヲ為ササルニ乗シ同不動産ヲ丙ニ売渡シ丙ハ所有権取得ノ登記ヲ為シタリ此場合ニ

甲ハ丙ニ対シ其為シタル右登記抹消ノ請求ヲ為スコトヲ得ルヤ

二 甲ハ乙ノ為メニ所有物ヲ奪取セラレタルニ依リ占有権ヲ主張シテ其物ノ返還ヲ請求シタル所敗訴ノ判決ヲ受ケタリ甲

ハ更ニ所有権ニ基キ乙ニ対シテ該物件ノ取戻ヲ請求スルコトヲ得ルヤ理由ヲ附シテ弁明スヘシ

三 所有権ノ概念ヲ論ス

債権原因論 (村上講師出題)

一 契約ノ内容不能ナルカ為メ無効ナルニハ其不能ハ如何ナル条件ヲ要スルヤ

二 委任ト事務管理ト相異ナル要点ヲ指示スヘシ

親族法 (奥田講師出題)

一 私生子ハ如何ナル原因ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得スルヤ

二 親権ノ性質及目的ヲ説明スヘシ

三 血族ト姻族トノ差異ヲ説明スヘシ

四 婚姻ノ取消ト離婚トハ如何ナル点ニ於テ其効果ヲ異ニスルヤ

右ノ内三問題ニ対シ答案ヲ附スヘシ

経済学 (高野講師出題)

一 交換価値成立ノ条件ヲ挙ケテ之ヲ説明スヘシ

二 分業ノ利益トハ何ソヤ

コンモンロー (伊藤講師出題)<sup>(44)</sup>

Explain the meanings of the following phrases:—

(a) The owner of a thing has a right in its physical condition, which is violated by any change in that condition, whether for the better or the worse.

(b) A presumption of law is where the law directs the inference to be drawn, whether it is one that would naturally be drawn or not.

(Note: — The answers must be written in English)

法律科第二年級

物権法第二部 (富井講師出題)

一 担保権ハ其目的物以外ノ物ニ付キ之ヲ行フコトヲ得ル場合アリヤ若シ之アリトセハ其場合及ヒ理由如何

二 質権ハ占有ノ喪失ニ因リテ消滅スルヤ

会社法 (松波講師出題)

或会社ノ取締役カ自己ノ随意ニ其会社ト同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ会社ノ取締役又ハ監査役ト為ルコトヲ得ルヤ

民事訴訟法第一編 (横田講師出題)

- 一 価格ニ拘ラス区裁判所ノ管轄ニ属スル事件ハ区裁判所ノ專屬管轄ナルヤ
- 二 告知参加ト指名参加トノ區別如何

刑法各論 (牧野講師出題)

- 一 左ノ熟語ヲ説明スヘシ

(一) 燒燬

(二) 誣告

(三) 財物

(四) 横領

- 二 強盜殺人犯ヲ論セヨ

手形法 (岡野講師出題)

- 左ノ二問中其一ヲ選テ答案ヲ附スヘシ

一 裏書連続ノ意義ヲ明ニシ法律上其及實際上ノ効果ヲ叙スヘシ

シ

- 二 為替手形ノ発行行為無効ナル場合ニ於テ他ノ手形行為ノ効力如何例ヲ挙ケ且理由ヲ附シテ説明スヘシ

商法総論 (矢部講師出題)

- 一 商号ト商標トノ區別ヲ説明スヘシ
- 二 支配人ノ権利義務ヲ説明スヘシ

商行為 (青木講師出題)

- 一 呈示証券ノ意義及ヒ立法ノ理由ヲ問フ
- 二 質入証券ノ特質ヲ述ヘ其債務者ハ何人ナリヤヲ説明スヘシ

刑事訴訟法 (大場講師出題)

- 一 予審及ヒ搜索ノ手續ニ関スル主義ト公判ノ手續ニ関スル主義トノ異同ヲ論スヘシ
- 二 (イ) 管轄違ノ裁判所ニ於テ為シタル裁判及ヒ審理 (証人訊問檢証等) ノ効力ヲ説明セヨ

第二問ハ (イ) (ロ) ノ内其一ヲ選択スルコトヲ得

- 一 日本ノ領海内ニ在ル外国軍艦ノ権利義務如何
- 二 戦時禁制品、戦時禁制人及ヒ之ヲ搭載スル船舶ニ対スル制裁ヲ述ヘヨ

相続法 (奥田講師出題)

一 家督相続ノ特質ヲ説明スヘシ

- 二 相続ノ限定承認ト財産分離トハ如何ナル点ニ於テ効果ヲ異ニスルヤ
- 三 承祖相続ハ如何ナル場合ニ生スルヤ

契約各論 (伊藤講師出題)

- 一 手附トハ如何
- 二 使用貸借ノ性質ヲ説明スヘシ

アンソン氏英国契約法 (池田講師出題)

(口述試験ニ付問題略)

法律科第三年級

- 一 外国人ノ本国ニ於ケル禁治産ノ宣告ハ我国ニ於テ如何ナル

国際私法 (山田講師出題)

一 外国人ノ本国ニ於ケル禁治産ノ宣告ハ我国ニ於テ如何ナル

国際私法 (山田講師出題)

- 一 外国人ノ本国ニ於ケル禁治産ノ宣告ハ我国ニ於テ如何ナル

一 外国人ノ本国ニ於ケル禁治産ノ宣告ハ我国ニ於テ如何ナル

一 外国人ノ本国ニ於ケル禁治産ノ宣告ハ我国ニ於テ如何ナル

一 外国人ノ本国ニ於ケル禁治産ノ宣告ハ我国ニ於テ如何ナル

国際私法 (山田講師出題)

- 一 外国人ノ本国ニ於ケル禁治産ノ宣告ハ我国ニ於テ如何ナル

一 外国人ノ本国ニ於ケル禁治産ノ宣告ハ我国ニ於テ如何ナル

一 外国人ノ本国ニ於ケル禁治産ノ宣告ハ我国ニ於テ如何ナル

一 外国人ノ本国ニ於ケル禁治産ノ宣告ハ我国ニ於テ如何ナル

一 外国人ノ本国ニ於ケル禁治産ノ宣告ハ我国ニ於テ如何ナル

一 外国人ノ本国ニ於ケル禁治産ノ宣告ハ我国ニ於テ如何ナル

一 外国人ノ本国ニ於ケル禁治産ノ宣告ハ我国ニ於テ如何ナル

効力ヲ生スヘキカ

- 二 相続人ナキ外国人ノ遺産ハ何レノ法律ニヨリテ何人ニ帰属スヘキカ

海商法 (市村講師出題)

- 一 船舶カ航海ニ堪ヘサルニ因リテ生スル損害ノ賠償義務ニ付テハ船主ハ特約ニヨリテ之ヲ免ルルヲ得ヘキヤ委付権ヲ行使シテ之ヲ免ルヲ得ヘキヤ
- 二 元払運送賃ハ不可抗力ニヨリテ積荷カ滅質シタル場合ニ於テモ之ヲ返還セストノ特約ハ有効ナリヤ

第一問ノ代リニ左ノ問ニ答フルヲ得

委付ノ効力ハ如何ナル權利ヲ移転スルヤ如何ナル相手方ニ対シ如何ニ對抗スルヲ得ルヤ大審院ノ判例ヲ引テ説明スヘシ

行政法 (清水講師出題)

- 一 營造物ノ何タルヲ説明スヘシ
- 二 官吏俸給ノ性質ヲ説明スヘシ
- 三 官庁ト公共団体トノ区別ヲ論スヘシ

保 險 法 (岡野講師出題)

- 一 告知義務トハ何ソヤ
- 二 被保険物ノ移転ハ契約ニ如何ナル効果ヲ及ホスカ

破 産 法 (山内講師出題)

- 一 「支払停止」ノ意義ヲ説明スヘシ
- 二 別除権ノ性質ヲ論セヨ

民事訴訟法第二編 (横田講師出題)

- 一 訴権発生ノ時期如何

二 中間判決ト終局判決トヲ区別スル標準如何

民事訴訟法第三編乃至第五編 (仁井田講師出題)

- 一 控訴ト上告トノ区別ヲ説明スヘシ
- 二 抗告裁判所ノ裁判ニ対シテ更ニ抗告ヲ為スニ必要ナル条件ヲ説明スヘシ

財 政 学 (馬場講師出題)

- 一 間接税ハ負担シ易シト云フノ理由アリヤ
- 二 外国債ハ如何ナル場合ニ之ヲ募集スルヤ其利害得失如何
- 三 租税ノ負担力ト国債ノ応募力トノ間ニ如何ナル関係アリヤ

民事訴訟法第六編 (中込講師出題)

- 一 執行力アル正本ノ効力如何
- 二 執行方法ニ関シ直接強制間接強制トハ何ソ
- 三 有体動産ニ対スル強制執行ニ於ケル配当加入ノ手續如何

英国私犯法 (池田講師出題)

(口述試験ニ付問題略)

ローレンス氏国際公法 (福岡講師出題)

- (1) What is wanted is to make treachery, which has been very rare, practically impossible; and this might be done by a rule that no belligerent should be allowed to borrow in neutral States, if it commenced a war without formal notice to its opponent that under redress were given by a certain time it would resort to force.

- (2) The distinction between unneutral service and carrying contraband is nowhere more clearly marked than in the



nature of the penalty. In the case of contraband the ship is rarely confiscated, but the goods always. In the case of unneutral service the ship is invariably confiscated.

(3) Is a state bound to ratify the treaties into which it has entered?

(4) Give a brief sketch of the treatment to which enemy subjects found in a State at the outbreak of war have been subjected at various times.

(5) Discuss the questions connected with the use of submarine mines.

(1)(2)ヲ訳シ(3)(4)(5)ノ問題ニ対シ答フヘシ

経済科第一年級

商業地理 (田中講師出題)

一 韓国ノ森林現況木材ノ需要程度ヲ述ヘ林業ニ対シ将来ナスヘキ施設ヲ略述セヨ

二 印度ニ於ケル農産物ニ就キ知ル所ヲ記述シ尚今後ニ於ケル趨向ニ就キ自己ノ意見ヲ述フヘシ

三 オーストラリア及ニューゼalandノ畜産業及畜産貿易ノ大勢ヲ記シ其世界ノ経済界ニ及ホセシ影響ヲ論セヨ

以上三問ノ内二問ヲ選ビ答案ヲ草スヘシ

簿記 (星野講師出題)

一 損益勘定ト資産負債勘定トノ區別ヲ例ヲ挙ケテ説明スヘシ  
二 委託品勘定及積送品勘定ハ記帳上如何ニ之ヲ整理スヘキヤ  
三 元帳結算ノ結果純益金アリタルトキハ一個商店タル場合ト

会社タル場合トニ依リ其取扱方ニ差異アリヤ否ヤ若シ差異アリトセハ其取扱方法如何

統計学原論 (三浦講師出題)

一 人口調査ニ於テ如何ナル人口ヲ調査スルヲ以テ最モ簡單ニシテ然モ確實ナルモノト謂フヲ得ヘキカ

二 「アドルフ・ケトラー」(Adolf Quetelet)ノ統計学上ニ於ケル地位ヲ説明スヘシ

ジード氏経済学 (三浦講師出題)

一 左ノ文章ヲ翻訳スヘシ

It is easy to conceive of exchange without any change of place of matter, for example, when it is applied to immovable things; or, better still, when it is busied with pure speculation on commonodities. Nevertheless, change of place may be regarded as an essential feature of that particular form of exchange to which both practice and legal phraseology confine the name of "trade". Now the act of effecting a change of place, i. e. transport, requires much labor, and consequently great expence. Every invention, whose result is to facilitate the means of transport, at one and the same time aids exchange; hence the history of trade is in a measure identical with the development of communication by sea and by land.

二 大生産法ハ之ヲ農業ニ適用スルコトヲ得ルヤ否ヤニ付詳述スヘシ

憲法

経済学

民法総論

債権総論

債権原因論

物権法第一部

右六科目法律科第一年級ノモノニ同シ

経済科第二年級

貨幣論 (杉講師出題)

一 貨幣トシテ必要ナル性質ヲ説明シ併セテ金銀ハ何故ニ貨幣

トシテ最適当ナルヤヲ明カニスヘシ

二 単本位制及ヒ複本位制ノ意義及ヒ其利害得失如何

交通政策 (阿部講師出題)

一 交通手段改良ノ一般経済ニ及ホス影響

二 交通手段ノ統一ヲ必要トスルノ理由及其方法

三 道路ノ建設維持ニ要スル費用負担ノ行政上ノ原則

四 道路ノ建設ニ関スル技術ノ経済的觀察

以上四問題ニ就キ二問随意選択ノ事

経済統計学 (三浦講師出題)

女子ノ経済上ニ於ケル地位ヲ統計ニ就キ論スヘシ

但シ右問題ノ外経済統計学ノ範圍内ニ於テ受験者ノ各自研究

シタル事項ニ付席上論文ヲ作り右ノ問題ニ対スル答案ニ代フ

ルコトヲ得又試験場ヘハ数字ノミヨリ成レル統計表ヲ持参ス

ルコトヲ妨ケス

ダンバー氏銀行論 (中島講師出題)

(1) Describe the nature of Bank notes.

(2) What differences are there between "Loan" and "discount"?

(3) Define the word "reserves" in banking.

(4) Explain the use of Check.

ゼボン氏貨幣論 (杉講師出題)

(1) What are the Functions of Money?

(2) What is the Gresham's Law?

国際公法

商法総論

商行為論

会社法

手形法

契約各論

物権法第二部

右七科目法律科第二年級ノモノニ同シ

経済科第三年級

銀行論 (山崎講師出題)

一 銀行券ノ発行ト預金ノ受入トハ受信的業務トシテ類似スル

ヤ否ヤヲ説明スヘシ

二 手形割引ト貸付トノ優劣如何

殖民政策 (河津講師出題)

一 殖民ノ国民経済ニ及ホス利益ヲ略述スヘシ

二 移民ノ経済価値ヲ問フ

工業政策 (桑田講師出題)

一 工業ノ意義ヲ説明セヨ

二 「トラスト」ヲ応用スヘキ工業ノ性質如何

三 労力ト商品ノ区別ニ基キテ職工組合ノ必要ヲ論スヘシ

商業政策 (福田講師出題)

一 外資ノ輸入ハ輸入貿易ノ刺激トナル理由ヲ論ス

二 帝國主義ト「メルカンチリズム」主義トハ母国ト殖民地ト

ノ關係ニ就テ正反對ノ主義ヲ取ル理由ヲ論ス

三 仕払差額途貿易差額トノ別ヲ叙ス

ブレーン氏財政学 (中島講師出題)

口述試験ニ付問題略

行政法

保険法

海商法

破産法

財政学

右五科目法律科第三年級ノモノニ同シ